



事務連絡
令和元年8月20日

農業者各位

留寿都村農林建設課長

自立的土地改良事業及び農地等災害防止対策事業について（第2次募集）

日頃より、本村農業の振興につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の事業につきまして、若干の補助事業枠があることから改めて補助事業の募集を行うものです。

希望される方は印鑑持参のうえ9月10日（火）までに役場農林建設課窓口までお願いします。ご不明な点がありましたら、役場農林建設課農林係（46-3131）へお問い合わせ下さい。

記

1 申請受付している事業

- ・留寿都村自立的土地改良事業（補助率1/2以内 限度額25万円）

農業者が農地の効率的な利用等を目的に行う小規模な工事・工種に要する経費の補助。

- ・留寿都村農地等災害防止対策事業（補助率4/5以内 限度額20万円）

農業者が農地災害を防止することを目的に行う小規模な工事・工種に要する経費の補助。

2 申請期限

令和元年9月10日（火）

3 その他

第2次募集の予算については、当初受付した案件に優先配分した後の残額にて配分するため、応募が多数いた場合、他の事業同様、按分して配分することとなります。

（詳細につきましては裏面を御覧ください。）

（農林建設課農林係）

裏面へ続く

自立的土地改良事業及び農地等災害防止対策事業 (第2次募集) を申請する皆様へ

事業の手続きについては次のとおりを予定していますのでご了承願います。

1 申請時期

申請期限は9月10日(火)です。

2 補助金額

業者より見積書を作成してもらい農林建設課まで提出お願いいたします。提出期限は9月10日(火)を予定しております。

また、工事業者に対し、工事着手前及び工事完成後の写真を提出してもらうように指示をお願いします。

3 指令交付

見積書により補助対象経費を算出し補助金指令書を交付します。

4 完了報告

工事代金の支払いの解る書類(領収書、口座振込依頼書)を役場に提出して頂きます。(随時)
工事完成後に農林建設課で現地確認を行う予定です。

5 額の確定・補助金支払い

他の補助金同様に11月末までに完了報告を頂き年末までに支払い手続きを行う予定です。

6 その他

補助金は予算の範囲内での交付を基本としているため申請者が多数となった場合、補助金を按分調整して内示・指令交付する予定ですのでご了承願います。

また、詳細を問い合わせたい場合は農林建設課農林係(0136-46-3131)までご連絡をお願いします。